



発行 東京都

目次

告示

- 都営住宅の使用料の変更……………一
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………一
 - 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………五
 - 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……………五
 - 都営住宅の駐車場の廃止……………(同)……………六
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
 - 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(環境局自然環境部計画課)……………七
 - 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……………七
 - 都道の区域変更(五件)……………(建設局道路管理部路政課)……………八
 - 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)……………五
 - 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………六
- 告示 (海区漁調)**
- 東京海区(小笠原地区)における共同漁業に係る海区漁場計画案についての公聴会の開催……………一六

規程(文)

- 東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一六
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一六

公告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………七
- 開発行為に関する工事完了(四件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七

雑報

- 東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則……………(東京都職員共済組合)……………一六

正誤

- 平成二十八年一月二十六日付東京都公告……………一六

告示

- 東京都告示第七十六号**
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和三年九月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。
令和三年八月三十一日
東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	69,200
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	39,900	181,500
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(1号棟)	港区南麻布4-3	34.8	1	30,500	85,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	3	33,100	71,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,300	78,800
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(2号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,400	91,100
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,600	92,000
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(2号6号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	175,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2-5	38.3	1	32,000	65,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(9号棟)	新宿区戸山2-9	38.3	2	32,000	65,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号6号棟)	新宿区戸山2-26	33.8	1	28,400	63,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号2号棟)	新宿区戸山2-22	38.8	1	32,700	68,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号0号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	31,600	65,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号0号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	32,100	65,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号3号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(2号5号棟)	新宿区戸山2-25	41.3	1	35,200	73,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(2号8号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	70,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,200	46,200
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,200	59,200
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	65,400
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート(1号4号棟)	文京区本郷4-15	35.8	2	30,500	59,300
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(1号5号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	61,800
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(1号5号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	60,100
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,300	33,100
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート(1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,300	37,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号6号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	45,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(3号棟)	江東区亀戸7-56	36.6	1	28,500	40,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	43,300
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	2	27,700	46,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	48,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	2	33,600	52,800
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	8	36,000	74,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号5号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	35,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号6号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	38,000
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート(1号3号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	58,200
一般都営	高層耐火	萩中三丁目アパート(1号8号棟)	大田区萩中3-27	42.2	1	34,100	59,500
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(4号棟)	世田谷区梅丘1-40	51.0	1	42,400	86,700
一般都営	中層耐火	渋谷一丁目アパート(2号9号棟)	渋谷区渋谷1-23	59.6	1	58,400	163,100
一般都営	中層耐火	渋谷本町一丁目アパート(5号棟)	渋谷区本町1-61	38.8	1	34,300	78,300
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	54,100
一般都営	中層耐火	本天沼二丁目アパート(1号0号棟)	杉並区本天沼2-38	51.0	1	38,900	82,800
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(2号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	29,700	54,200
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(1号9号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	43,400
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(1号0号棟)	豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,000	63,900
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,500	36,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	50,800
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	70,100
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(2号棟)	北区浮間1-8	55.9	1	45,300	79,500
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	46,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(1号5号棟)	北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	55,500
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート(2号棟)	北区赤羽南2-7	33.4	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(8号棟)	北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	47,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	51,800
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート(1号2号棟)	荒川区西尾久8-10	51.0	1	38,200	66,800
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	31,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	5	24,400	36,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号1号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	27,800	34,700
一般都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート(2号棟)	板橋区前野町6-51	48.1	1	37,100	67,100
一般都営	中層耐火	志村三丁目アパート(1号0号棟)	板橋区志村3-10	51.0	1	39,300	60,000
一般都営	中層耐火	徳丸二丁目アパート(7号棟)	板橋区徳丸2-23	51.0	1	38,400	71,300
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,600	65,200

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (3号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,400	65,200
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	7	39,100	69,100
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート (5号棟)		練馬区富士見台3-52	39.0	1	28,900	57,500
一般都営	中層耐火	早宮三丁目アパート (3号棟)		練馬区早宮3-39	55.9	1	43,700	86,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート (2号棟)		練馬区春日町3-3	55.9	1	43,700	85,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第4アパート (1号棟)		練馬区春日町3-18	55.9	1	44,300	90,100
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート (5号棟)		練馬区石神井台7-21	59.6	1	46,700	90,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (10号棟)		練馬区北町6-10	55.9	1	43,700	86,900
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート (5号棟)		練馬区貫井4-35	51.0	1	40,000	78,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (4号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	47,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (26号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (28号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (34号棟)		練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,800	51,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート (37号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (5号棟)		練馬区春日町4-12	55.9	1	43,700	82,800
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)		練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	93,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-5号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	101,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート (4号棟)		足立区西竹の塚1-10	48.1	2	35,400	64,400
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート (6号棟)		足立区中央本町5-20	55.9	1	40,800	72,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (5号棟)		足立区中央本町5-20	48.1	1	35,100	62,000
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート (4号棟)		足立区東和4-25	59.6	1	43,500	78,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (5号棟)		足立区西保木間3-2	36.7	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート (2号棟)		足立区弘道2-16	59.6	1	44,200	82,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (17号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (18号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	36,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (19号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (8号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,100
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (10号棟)		足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,800	37,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (4号棟)		足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	41,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (11号棟)		足立区西保木間4-4	37.3	1	25,300	41,700
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート (16号棟)		足立区西保木間4-5	37.9	1	25,900	40,000

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	谷在家アパート (12号棟)		足立区谷在家3-22	37.9	1	25,700	38,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (9号棟)		足立区六木1-5	33.4	1	22,400	34,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (10号棟)		足立区六木1-5	33.4	2	22,600	34,600
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (10号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	2	24,300	38,700
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (11号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	38,700
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート (4号棟)		足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,500	34,500
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート (9号棟)		足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,000	36,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (13号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (2号棟)		足立区花畑8-3	41.7	2	28,100	40,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (3号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	28,100	40,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (4号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	28,100	40,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (6号棟)		足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (10号棟)		足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (11号棟)		足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (21号棟)		足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (7号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	41,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (3号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	39,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (9号棟)		足立区舎人6-9	42.3	1	29,500	39,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (10号棟)		足立区舎人6-10	42.3	1	29,500	39,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (14号棟)		足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	40,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (18号棟)		足立区舎人6-9	43.6	1	30,400	40,700
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (4号棟)		足立区花畑2-16	42.3	1	29,500	39,100
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (6号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	39,800	67,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (2号棟)		足立区入谷8-2	55.9	1	39,500	64,500
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (3号棟)		足立区入谷8-16	55.9	1	39,500	64,500
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート (1号棟)		足立区青井3-29	51.2	1	38,000	69,600
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート (7号棟)		葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	67,500
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (2号棟)		葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,400	87,300
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート (8号棟)		葛飾区柴又3-17	43.6	1	31,900	55,700
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート (1号棟)		葛飾区亀有1-13	51.0	1	38,400	72,100
一般都営	中層耐火	東金町二丁目第3アパート (3号棟)		葛飾区東金町2-8	57.1	1	44,900	88,100
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート (2号棟)		葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,300	64,400

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,500	67,800
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	46,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,300	42,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	46,900
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	3	40,000	66,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-2号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-3号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,100
一般都営	中層耐火	立川柴崎町四丁目アパート(1号棟)	立川市柴崎町4-13	59.6	1	37,300	80,900
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(52号棟)	立川市富士見町6-52	56.8	1	31,400	56,700
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)	立川市富士見町6-55	52.4	1	28,600	52,300
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)	武蔵野市境5-15	48.1	1	36,600	78,300
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(8号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	2	47,700	101,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,700	101,800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-30	55.9	1	40,900	79,100
一般都営	中層耐火	野崎アパート(3号棟)	三鷹市野崎2-2	51.0	1	35,900	63,400
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(7号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,700	82,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	31,900	77,500
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(1号棟)	調布市若葉町2-4	58.1	1	36,600	91,500
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(2号棟)	調布市深大寺町8-24	62.1	1	37,900	90,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	75,900
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(3号棟)	町田市金森7-19	60.2	2	34,300	65,300
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	4	30,400	63,100
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	74,600
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(2号棟)	小金井市東町2-4	58.1	1	36,500	84,700
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(1号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,200	36,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(1号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	30,900	63,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(5号棟)	西東京市北原町2-12	60.5	1	37,900	83,300
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	71,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(5号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	40,400

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(43号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(50号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	46,300
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(1号棟)	清瀬市松山3-11	51.0	1	29,300	57,500
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート(1号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	73,500
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	51,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-11号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-11号棟)	多摩市諏訪4-2	56.8	1	30,100	52,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-3号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,800	52,000
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート(1号棟)	稲城市矢野口1780	55.9	1	29,800	65,100

●東京都告示第七十七号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）

近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）

東京街道アパート
 （31号棟）

東大和市清原一丁目一番

中層耐火 三四・六平方メートル

五戸

二六、五〇〇円

七六、七〇〇円

同右

同右 四〇・四平方メートル

二五戸

三〇、九〇〇円

八九、五〇〇円

同右

同右 四七・八平方メートル

五戸

三六、六〇〇円

一〇五、九〇〇円

同右

同右 同右

同右

同右

一〇六、一〇〇円

同右

同右 五七・三平方メートル

同右

四三、九〇〇円

一二七、〇〇〇円

●東京都告示第七十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和三年九月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	押上二丁目アパート(5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	25,600
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	2	45,700
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(14号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,100
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(9号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,000
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,600
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート(1号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,500

●東京都告示第七十九号

次の駐車場を廃止したので、東京都管住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称 位置 区画数

桐ヶ丘アパート一〇一 北区桐ヶ丘二丁目二 四五区画
駐車場 番ほか

東中神アパート駐車場 昭島市福島町千三番 二五区画

●東京都告示第八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

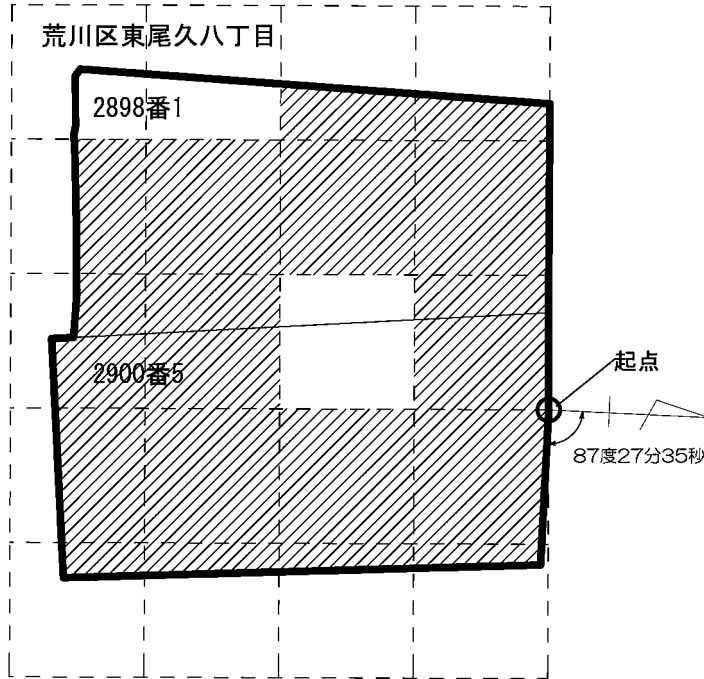
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シアン化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう

素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 — : 筆境界
 - - - : 単位区画
 □ : 調査対象地
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は荒川区東尾久八丁目
 2900番5の最北端とする。

【格子の回転角度 87度27分35秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般財団法人自然環境研究センター
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
墨田区江東橋三丁目三番七号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
理事長 大塚 柳太郎
- 四 その他
一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第千八十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

加入区	八丈島八丈町	八丈島漁業	令和三年	八丈島八
の名称	三根四千七百	協同組合	八月三十	丈町三根
及び氏名	二十六番地八		一日から	四千二百
	田中 國治		同年九月	六番地
	八丈島八丈町		十四日ま	八丈島漁
	大賀郷七千八		で	業協同組
	百二十四番地			合
	八			
	広江 篤夫			

法第百十三

条第一項の
縦覧期間 縦覧場所
漁業協同組
合の名称

八丈島八丈町
三根四千七百
二十六番地八
田中 國治
八丈島八丈町
大賀郷七千八
百二十四番地
八
広江 篤夫

●東京都告示第千八百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 東村山東大和

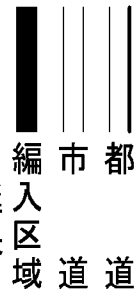
二 変更の区間 東村山市野口町四丁目十六番六十地先から同所三番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

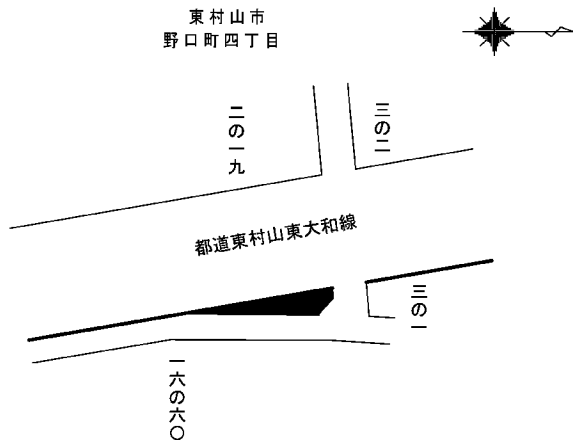
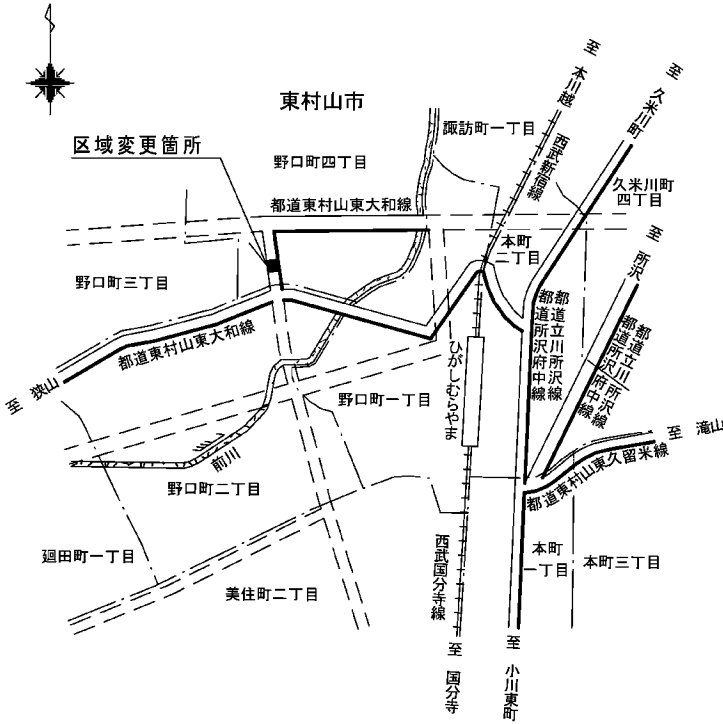
別図

都道東村山東大和線区域変更略図

東村山市野口町四丁目地内



延長 二一・七〇メートル
面積 三八・七〇平方メートル

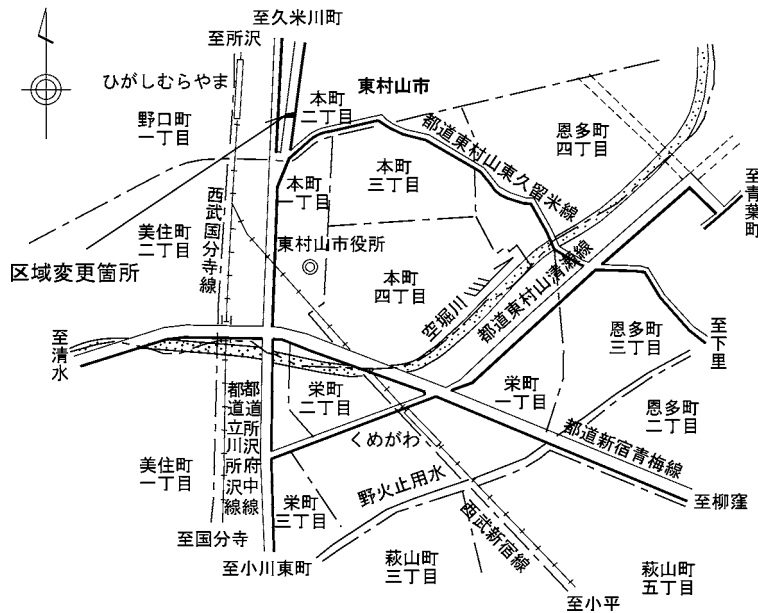


別図

都道立川所沢線
都道所沢府中線
東村山市本町二丁目地内
区域変更略図

●東京都告示第千八百四十四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年八月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

- 都道
- 市道
- 編入区域
- (1)都道立川所沢線
延長 九・二六メートル
面積 一・二・〇七平方メートル
- 重用編入区域(都道立川所沢線との重用)
- (2)都道所沢府中線
延長 九・二六メートル
面積 一・二・〇七平方メートル
- 計画線



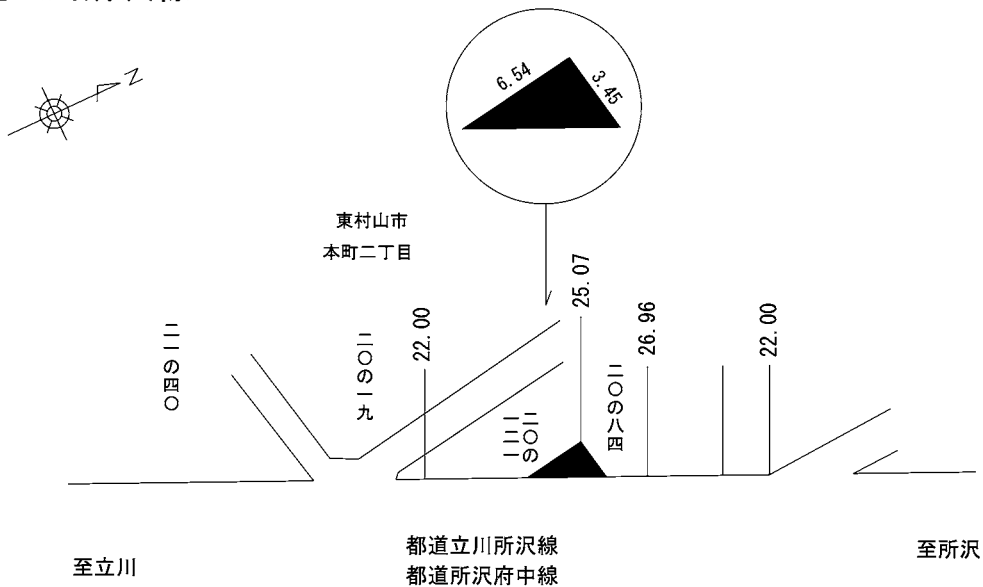
令和三年八月三十一日

- (一) 路線名 東京都知事 小池 百合子
立川所沢
- (二) 変更の区間 東村山市本町二丁目二十番百二十一地
先から同所同番四十八地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

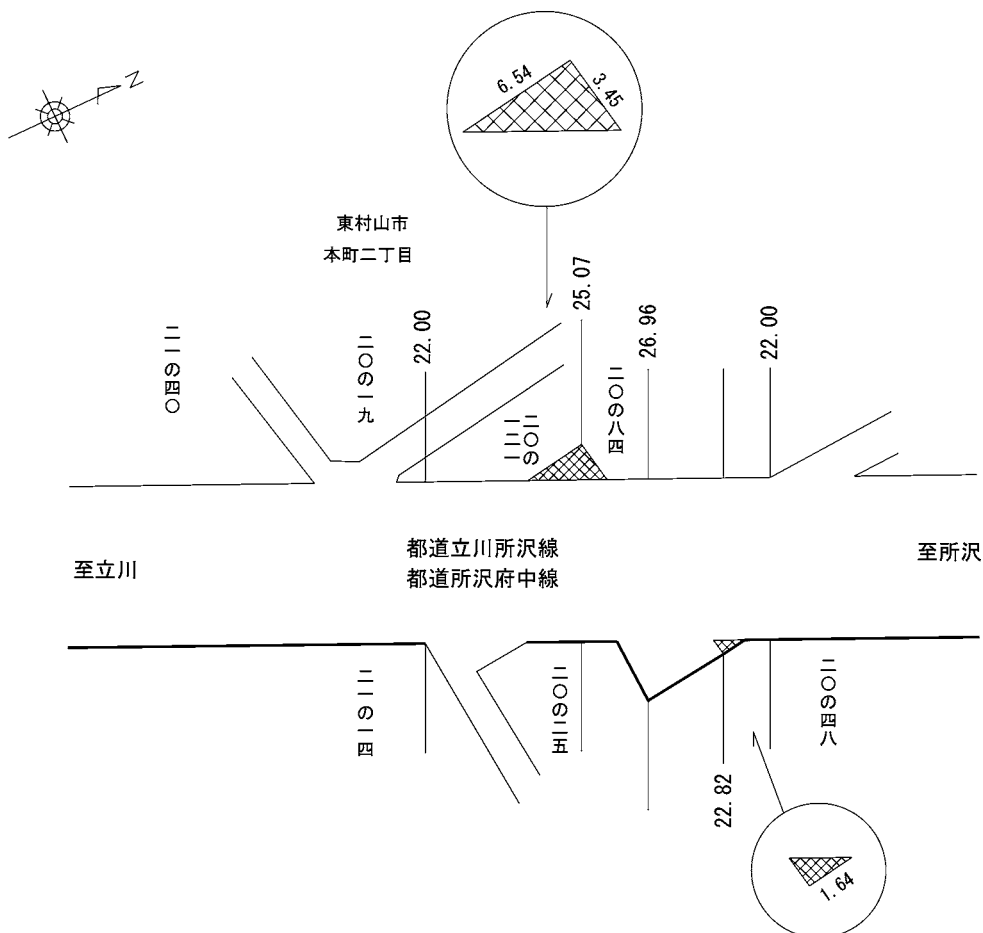
所沢府中

- (一) 路線名
- (二) 変更の区間 東村山市本町二丁目二十番四十八地先
から同所同番百二十一地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

(1) 都道立川所沢線



(2) 都道所沢府中線 (都道立川所沢線との重用)



●東京都告示第千八百五十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

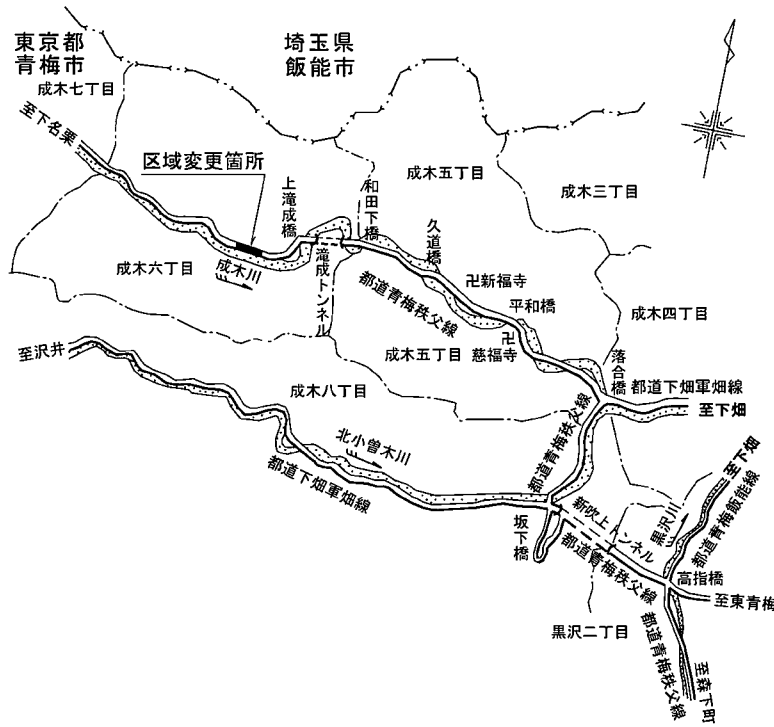
都道青梅秩父線区域変更略図 青梅市成木六丁目地内

編入区域

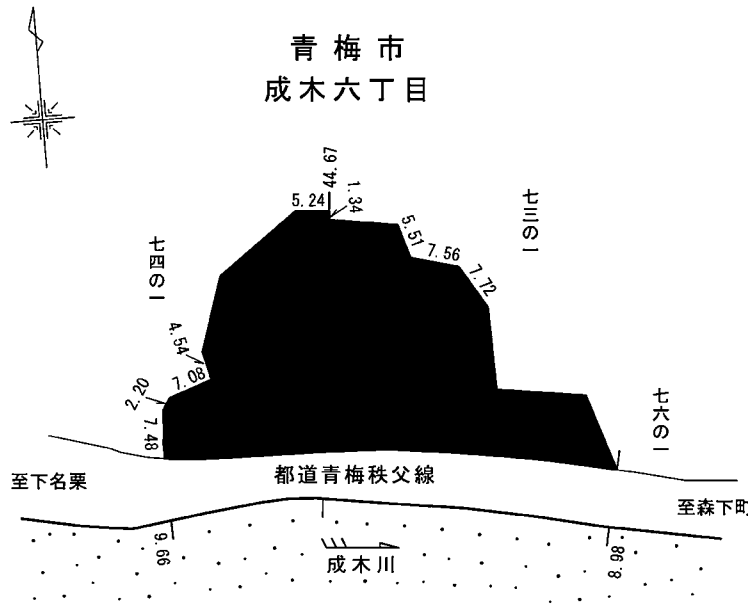
延長 六九・四一メートル

面積 一、六七五・六九平方メートル

都道



青梅市 成木六丁目



その関係図面は、令和三年八月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年八月三十一日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 青梅秩父
- 二 変更の区間 青梅市成木六丁目七十六番一地内から同
所七十四番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

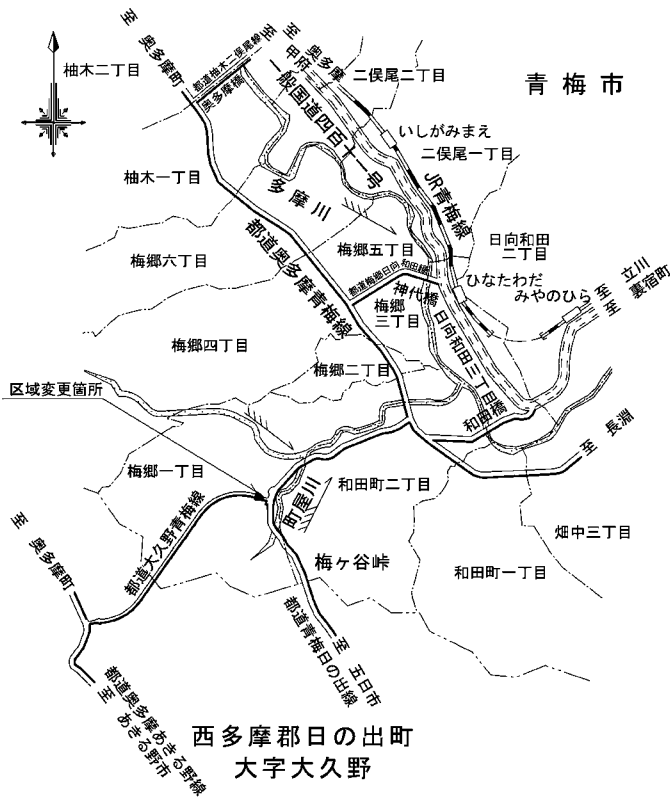
都道大久野青梅線区域変更略図

青梅市梅郷一丁目地内

●東京都告示第千八百六号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

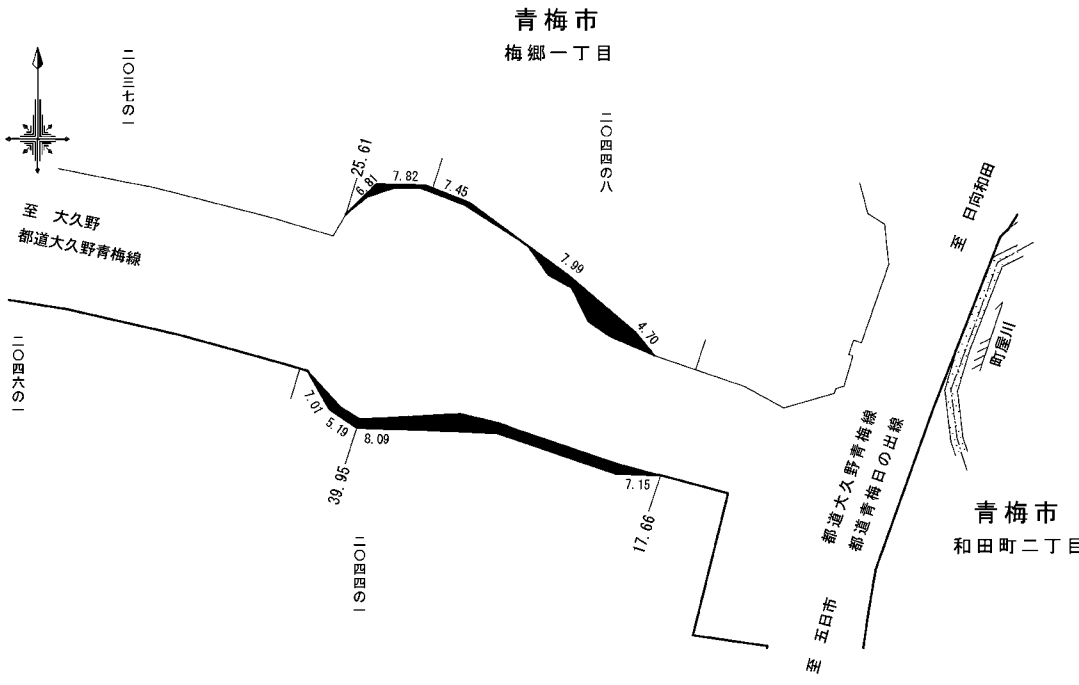


延長 六〇・一三メートル
面積 一六五・九五平方メートル



その関係図面は、令和三年八月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年八月三十一日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 大久野青梅
- 二 変更の区間 青梅市梅郷一丁目二千四十四番八地内から同所同番一丁目まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第千八百七十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

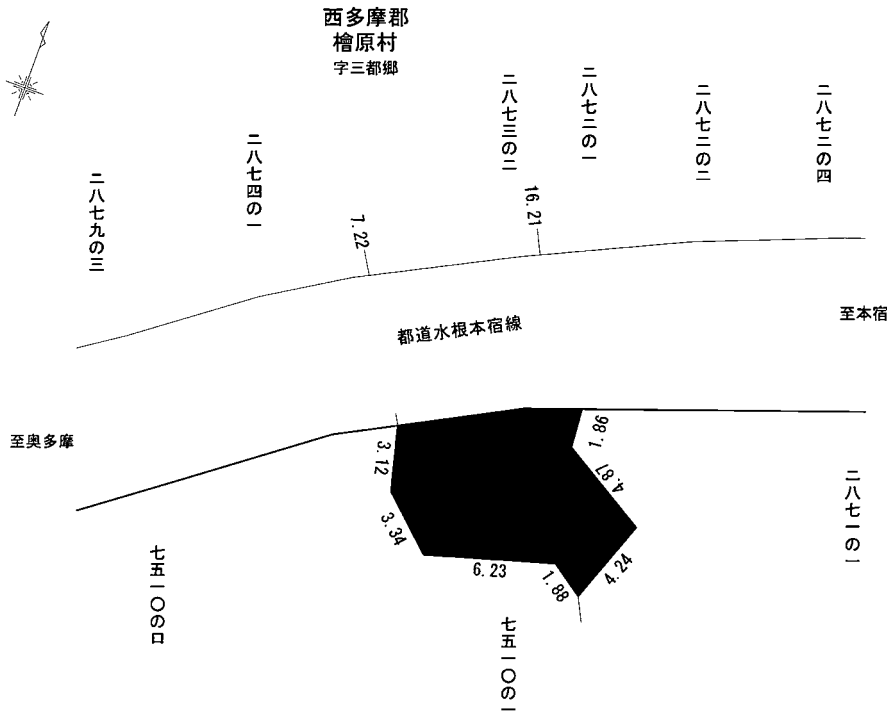
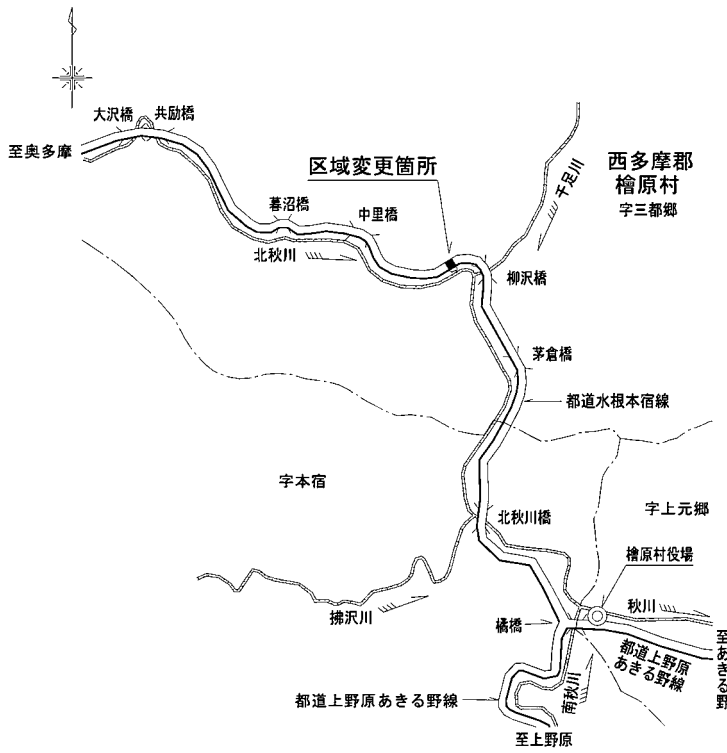
別 図

都道水根本宿線区域変更略図

西多摩郡檜原村字三都郷地内

都 道
 編入区域

延長 一・二・二二メートル
 面積 六六・八三平方メートル



その関係図面は、令和三年八月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年八月三十一日
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 水根本宿
- 二 変更の区間 西多摩郡檜原村字三都郷七千五百十番一
地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千八百八十八号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及
び面積を次のとおり変更する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

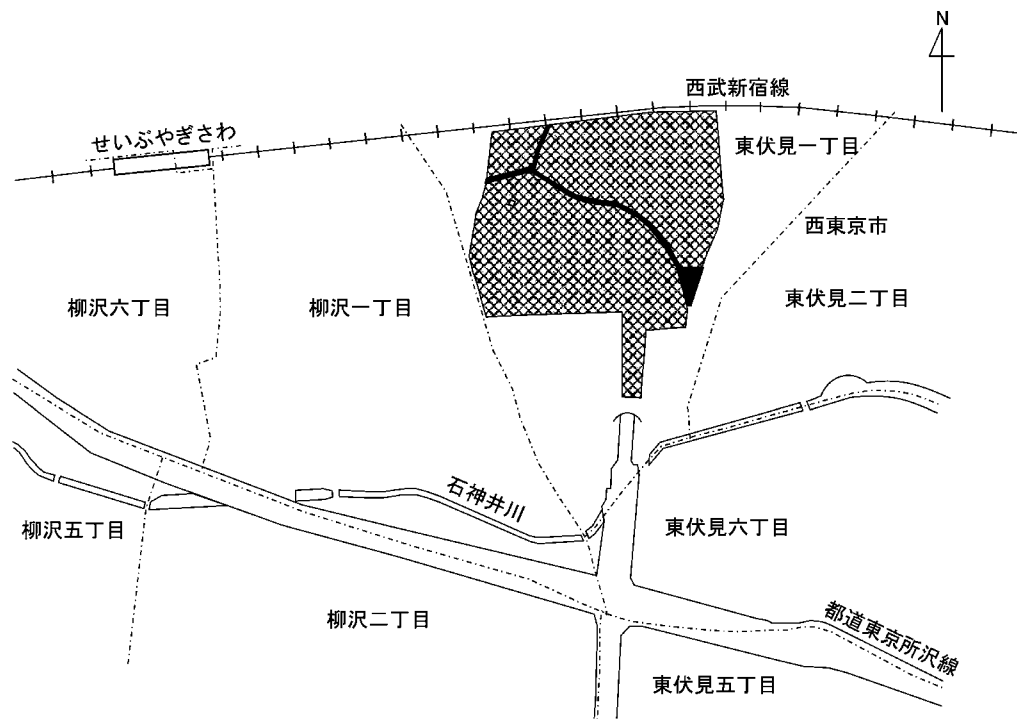
東京都立東伏見公園 別図のとおり 令和三年九月二
日

別図

東京都立東伏見公園 区域変更略図

変更箇所 西東京市東伏見一丁目

変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
五〇、二四三・六二	平方メートル	一、三九八・二八	平方メートル	五一、六四一・九〇
				平方メートル



東京都告示第千八百十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類 名称

変更前 変更後

所在地

変更年月日

港湾施設用地	中央防波堤外側地区	二五一、七〇六・九九平方メートル	二五二、一八六・九九平方メートル	大田区令和島一丁目、令和島二丁目、江東区海の森二丁目地先及び海の森三丁目地先	令和三年九月一日
--------	-----------	------------------	------------------	--	----------

告示(海区漁調)

東京海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十四条第五項の規定に基づき、東京海区(小笠原地区)における共同漁業に係る海区漁場計画の案について、次のとおり公聴会を開催します。

なお、海区漁場計画の案は、本委員会事務局、大島、三宅及び八丈支庁内本委員会事務局分室並びに小笠原支庁に備え付けてあります。

令和三年八月三十一日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

一日時及び場所

令和三年十月十二日(火曜日) 午後二時

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二

十一階南側 海区漁業調整委員会室

(注) 開催日については、天災その他やむを得ない事情

による場合は順延する。

二 案件

東京海区(小笠原地区)における共同漁業に係る海区漁場計画の案について

規程(交)

交通局規程第四十号

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和三年八月三十一日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する

規程

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「三日間」を「五日間」に改める。

附則

この規程は、令和三年九月一日から施行する。

交通局規程第四十一号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日

乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和三年八月三十一日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線

等との一日乗車券の発売等に関する規程の一

部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程(平成二十六年交通局規程第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「京王・都・メトロ一日乗車券」という。」

の下に、「地下高速電車線と東京メトロ線及び東急電鉄株式会社鉄道線(以下「東急線」という。)と行う一日乗車券(以下「東急・都・メトロ一日乗車券」という。)」を加える。

第二条第二項中「京王・都・メトロ一日乗車券」の下に

「及び東急・都・メトロ一日乗車券」を加える。

第四条第一項中「及び京王・都・メトロ一日乗車券」を

「、京王・都・メトロ一日乗車券及び東急・都・メトロ一日乗車券」に改め、同条に次の一項を加える。

3 東急・都・メトロ一日乗車券を所持する旅客は、当該

東急・都・メトロ一日乗車券の有効日に限り、東急線の

全路線に乗車することができる。この場合において、乗

車回数については制限しない。

第五条に次の一項を加える。

3 東急・都・メトロ一日乗車券の運賃は、第一項各号の

運賃に東急線一日乗車券の運賃をそれぞれ併算した額と

する。

第六条に次の二号を加える。
 六 第八条第五号に掲げる発売場所において発売する東急・都・メトロ一日乗車券（ICカード乗車券）



備考 小児用は、券面表面に小と表示する。
 七 第八条第五号に掲げる発売場所において発売する東急・都・メトロ一日乗車券（外国人向けICカード乗車券）
 第八条に次の一号を加える。
 五 第六条第六号及び第七号の東急・都・メトロ一日乗車券
 東急線の各駅（こどもの国線及び世田谷線の各駅を除く。）
 第九条第三項中「の払戻しについては、京王電鉄株式会社」を「及び東急・都・メトロ一日乗車券の払戻しについては、当該発売事業者」に改める。

第十一条中「東京地下高速電車旅客営業規程」を「東京都地下高速電車旅客営業規程」に改める。

公 告

この規程は、令和三年九月一日から施行する。

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人みらいの森
 - 二 代表者の氏名 ダニエル・コックス、ジェンセン・ジェフ
 - 三 主たる事務所の所在地 港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館六階OWL
 - 四 更新された認定の有効期間 令和三年一月十三日から令和八年一月十二日まで
- 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和三年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

- 国立市富士見台四丁目二十九番三の一部、同番三地先、同番四及び立川市羽衣町三丁目四十六番 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優
- 青梅市大門一丁目四百五十五番五、同番五地先、同番六、四百五十六番一及び四百五十七番 青梅市河辺町十丁目四番地十 株式会社Grandia 代表取締役 藤野 大輔

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名
- 小平市花小金井南町二丁目千八百十八番及び千八百十九番の各一部、同番地先並びに同番二五 東久留米市滝山四丁目二百二十五番十五号滝山中央ビル二〇五 株式会社コヤマ 代表取締役 小山 定雄

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺東町五丁目十六番十五の二、同番十五地先、同番十六から同番十八までの各一部、二十番二から同番七まで、同番三十四の一部及び同番三十五から同番三十八まで

三鷹市牟礼六丁目一番二番二号 高橋 誠策

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中清戸五丁目九十一番二

新宿区西新宿三丁目七番一

東京セキスイハイム株式会社 代表取締役 吉田 匡秀

雑報

東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則の

一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則(平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条第三項中「第十九条第十二号から第十五号まで」を「第十九条第十三号から第十六号まで」に改める。

第十六条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第十七条第一項及び第十九条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十二条中「第十九条第十二号から第十五号まで」を「第十九条第十三号から第十六号まで」に改める。

附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

正誤

○平成二十八年一月二十六日付東京都公告

ページ一段一行一誤一正

七一中一 一四一パドック・デーパドック・デー

ビッド・アンド
リュウ
ビッド・アンド
リュウ、ジェン
セン・ジェフ

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

